⑶　稼働状況の監視

機構、認定委託先事業者、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者は、それぞれ分担して、市区町村サーバ、都道府県サーバ、機構サーバ及び電気通信関係機器の稼働状況を常時監視し、必要に応じ対策を実施すること。

⑷　不正プログラムの混入防止等

国税連携ネットワークシステムにコンピュータウイルス等の不正プログラムが混入されていないかどうかを監視する措置を講じ、混入されていた場合には駆除する措置を講ずること。また、コンピュータウイルス等の不正プログラムが発見された場合の必要な措置を定め、国税連携ネットワークシステムを運用保守又は利用する職員に周知すること。

８　データ、プログラム、ドキュメント等の管理

⑴　データ等の管理方法

ア　データ、プログラム及びドキュメントの使用、保管、複写、受渡し、消去及び廃棄について、その取扱い及び管理の方法を定めること。

イ　プログラムの改ざん、消去等を防止するために、プログラムの登録及び抹消は、責任者の指示又は承認を受けた者が行うこと。

ウ　機媒体に出力されたドキュメントを廃棄する場合には、裁断、溶解その他の当該ドキュメントの復元が不可能となる措置を講ずること。

⑵　帳票の管理

ア　帳票の受渡し及び廃棄の方法を定めること。

イ　事務室の出力装置から出力する場合のデータの漏えいを防止するため、必要な措置を講ずること。

９　障害時等の対応

⑴　国税連携ネットワークシステムの障害の早期発見

国税連携ネットワークシステムの障害箇所の発見や性能の低下を検知するため、必要な措置を講ずること。

⑵　早期回復のための代替機能等の整備

ア　機構、認定委託先事業者、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者は、重要なファイルについて、記憶媒体に保存するとともに、他の記憶媒体に複製を保存することとし、必要に応じ、それぞれの記憶媒体を別に保管すること。また、国税連携ネットワークシステムの重要な構成機器及び関連設備等について、障害が発生した時に代替することができる機能を整備する等、必要な措置を講ずること。

イ　機構、認定委託先事業者、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者は、障害が発生した時に、複製された重要なファイル等を基に速やかに国税連携ネットワークシステムを回復できるよう必要な措置を講ずること。

ウ　機構、認定委託先事業者、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者は、あらかじめ定められた作業手順に従って国税連携ネットワークシステムが確実に回復することを、試験により確認すること。

⑶　不正アクセスの早期発見

不正アクセスを早期に発見するため、必要な措置を講ずること。

⑷　不正アクセスが判明した場合の対応

不正アクセスが判明した場合、機構、認定委託先事業者、委託利用型地方団体及び単独設置型地方団体の間で連絡調整を行い、被害状況の把握、被害拡大を防止するための措置等必要な措置を講ずること。

８　データ、プログラム、ドキュメント等の管理

⑴　データ等の管理方法

ア　データ、プログラム及びドキュメントの使用、保管、複写、受渡し、消去及び廃棄について、その取扱い及び管理の方法を定めること。

イ　プログラムの改ざん、消去等を防止するために、プログラムの登録及び抹消は、責任者の指示又は承認を受けた者が行うこと。

ウ　紙媒体に出力されたドキュメントを廃棄する場合には、裁断、溶解その他の当該ドキュメントの復元が不可能となる措置を講ずること。

⑵　帳票の管理

ア　帳票の受渡し及び廃棄の方法を定めること。

イ　事務室の出力装置から出力する場合のデータの漏えいを防止するため、必要な措置を講ずること。

９　障害時等の対応

⑴　国税連携ネットワークシステムの障害の早期発見

国税連携ネットワークシステムの障害箇所の発見や性能の低下を検知するため、必要な措置を講ずること。

⑵　早期回復のための代替機能等の整備

ア　機構、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、重要なファイルについて、記憶媒体に保存するとともに、他の記憶媒体に複製を保存することとし、必要に応じ、それぞれの記憶媒体を別に保管すること。また、国税連携ネットワークシステムの重要な構成機器及び関連設備等について、障害が発生した時に代替することができる機能を整備する等、必要な措置を講ずること。

イ　機構、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、障害が発生した時に、複製された重要なファイル等を基に速やかに国税連携ネットワークシステムを回復できるよう必要な措置を講ずること。

ウ　機構、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、あらかじめ定められた作業手順に従って国税連携ネットワークシステムが確実に回復することを、試験により確認すること。

⑶　不正アクセスの早期発見

不正アクセスを早期に発見するため、必要な措置を講ずること。

⑷　不正アクセスが判明した場合の対応

不正アクセスが判明した場合、機構、認定委託先事業者、委託利用型地方団体及び単独設置型地方団体の間で連絡調整を行い、被害状況の把握、被害拡大を防止するための措置等必要な措置を講ずること。

⑸　再発防止策の検討

国税連携ネットワークシステムに障害等が生じた場合には、その応急措置を実施するだけでなく、根本原因の究明及び再発防止策について検討を行い、再発防止に努めること。

⑹　障害等情報の記録と共有

機構は、国税連携ネットワークシステムに係る障害について、その応急措置方法、根本原因の究明及び再発防止策について内容を取りまとめ、認定委託先事業者、委託利用型地方団体及び単独設置型地方団体と情報を共有すること。

10　委託を行う場合等の措置

⑴　認定委託先事業者等への委託

ア　都道府県知事又は市区町村長が、都道府県サーバ若しくは市区町村サーバに備えられた